

# 糸島市補助金設計書

所管課 地域福祉課

補助金名称	糸島市手をつなぐ親の会補助金
区分	②奨励・支援的事業補助
該当例規等	糸島市社会福祉関係団体等補助金交付規程

## 【長期総合計画体系】

基本目標4\_健康で安心して暮らせるまちづくり

政策3\_支援を必要とする人たちへの福祉の充実

施策③\_障がい者福祉の充実

## 1 補助の目的

心身障がい者の家族の交流活動の参加促進を目的に、糸島市手をつなぐ親の会の活動の活性化に向けた支援を行う。(主に知的障がい者の家族)  
心身障がい児・者が生きがいのある生活を送れるよう、保護者が学習会や研修会、交流会に参加することにより、障がい者や家族が住み慣れた地域で進学や就職でき、安心して生活できるようにする。

## 2 成果指標

指標① 会員数

目標値① 189 (単位) 人

## 3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

心身障がい者の家族の交流活動(年5回)、研修会(年3回)、学習会(年3回)、民生委員との支部懇談会等

【補助対象者】

糸島市手をつなぐ親の会 会員及び賛助会員

## 4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

補助対象事業に直接要する経費。ただし、総会費、役員会議費、弔慰費、役員手当は除く。

## 5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助率】 50 % 又は 分の

【補助限度額】 93千 円

【積算根拠ほか】

支出に係る会費の占める割合は、42.0%であり、補助金は学習会他事業費の一部である。補助率は50%以内である。

## 6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和 5 年度 まで